

古風土記における「俗」について

——『常陸国風土記』の「俗注」を中心として——

橋 本 雅 之

一

古風土記の中には、しばしば「俗」という語によって説明される記事がある。それらは、

○忌部神戸（中略）国造神吉詞奏、参_二向朝廷_一時、御沐之忌里。故云_二忌部_一。即川辺出湯（中略）故、俗人曰_二神湯_一也。

○昔者郡東垂水村、有_二桑生_一之。其高極陵、枝幹直美、俗曰_二直桑村_一。後人改曰_二直入郡_一是也。

（『豊後国風土記』直入郡）
○云_二真住吉々々国_一。仍定_二神社_一。今俗略之、直称_二須美乃叡_一。

のように、本文において記述されるものと、

○東夷之荒賊、【俗云_二阿良夫流尔斯母乃_一】

（『常陸国風土記』新治郡）
○故云_二鯨伏_一。鰐并鯨、並化_二為石_一。相去一里。【俗云_二鯨為伊佐_一】。

のように、割り注【】内は、割り注であることを示す。以下同じ）形式で記述されるのに分けられる。このような「俗」で説明される記事をどのように考えるかは、古風土記の研究においても重要な問題である。そこで、本稿では、このことを考える第一歩として、特に『常陸国風土記』（以下、当国風土記）の「俗注」記事を中心として、この注の特徴や役割について考察してゆきたいと思う。

二

当国風土記の「俗注」の特色に関しては、すでに多くの先行研究がある²⁾。それらによると論者によって多少の相違

はあるが、おおむね、

①内容的には「中央」に対する「地方」を意味する。

②文体的には、「正用」に対する「従属的・副次的用法」を意味する。

と、捉えられてきたように思われる。例えば、この問題について最も詳細に論じたひとりである小泉道は、次のように述べている。

如上の語句や歌謡の引用には小字割書き表記が目立ち、少数の大字一行表記をとる類例と比べてみるにつけ、俗語（和語）対漢語、歌謡対漢詩、国文体対漢文体、現郡号対現国号などで割書きされる各前者には、大字表記される各後者の主体的・正用的本文に対し、従属的・副次的な格差づけ表現を色濃く感ずる。

このような見方は、当国風土記の研究においてほぼ定着しているようである。「俗注」に関するこのような考え方の根底には、いわゆる雅・俗といった視点からの区別意識があるように思われる。このことについては、本稿の最後で検討することにして、ひとまず「俗注」の再検討から始めてみたいと思うが、個別の例を見てゆくと、従来の考え方にあてはまらないものも少なからず見受けられるように思われる。以下に、まず「俗注」の全用例を引用する。

ア、東夷之荒賊、【俗云阿良夫流尔斯母乃】（新治郡）

イ、隨身器仗、【俗曰伊川乃】甲・戈・楯・劍

（信太郎）

ウ、多乾海苔、【俗云乃理】

（信太郎）

エ、昔在国巢、【俗語都知久母、又云夜都賀波岐】

（茨城郡）

オ、能淳水哉、【俗云与久多麻礼流弥津可奈】

（茨城郡）

カ、此時、夜刀神、【俗云、謂蛇為夜刀神云々】

（行方郡）

キ、取悪路之義、謂之当麻。【俗云多々支々斯】

（行方郡）

ク、諸祖天神、【俗云賀味留弥、賀味留岐】（香島郡）

ケ、天則号日香島之宮、地則名豊香嶋之宮、【俗云、豊葦原水穂之國、所依將奉止詔留尔云々】

（香島郡）

コ、五色繩一連、【俗曰、美麻貴天皇之世、大坂山乃頂

尔、白細乃大御服々坐而、白桦御杖取坐、云々】

（香島郡）

サ、古有年少童子、【俗云加味乃乎止古、加味乃乎止

売】

（香島郡）

シ、嬺歌之会、【俗云宇太我岐、又云加我毗也】

（香島郡）

ス、本名「古々之邑」。【俗説】「謂「猿声」為「古々」」

(久慈郡)

セ、萃集【見鏡】、則自去。【俗云】「疾鬼面鏡自滅」

(久慈郡)

ソ、所_レ有土、色如_二青紺_一、用_レ画麗之、【俗云】「阿乎尔

一、或云_二加支川_一」

(久慈郡)

タ、為_二河取_レ鮭、改名_二助川_一。【俗語】「謂_二鮭祖_一為_二須

介_一」

(久慈郡)

チ、各就_二野海_一、同争_二祥福_一、【俗語曰】「佐知」

(多珂郡)

これらの注によって導かれる形式面を見てゆくと、「俗云」「俗曰」「俗語」「俗説」などに分かれている。この中で、「俗説」に関しては、他とやや異なった意味を認めることが出来るかも知れないが、それ以外は必ずしも統一的な基準によって使い分けられている訳ではなさそうである。本稿では「俗云」「俗曰」「俗語」「俗説」の違いを問題にせず考察を進めてゆく。

さて、これらを表記・文体・内容などの面から見てゆくと、従来考えられてきた以上に多様なあり方を示していることが分かるように思う。それを分かりやすく整理すると次のようになるだろう。

A 外形的特徴

① 本文漢字表記の語形を示すもの↓ア・イ・ウ・エ・キ・ク・サ・シ・ソ・タ・チ

② 本文中における一文を万葉仮名文として示すもの↓オ

③ 本文の理解補助として文・文章で説明文を示すもの↓カ・ケ・ク・コ・ス・セ

B 表記・文体からみた特徴

① 万葉仮名での単語・複合語レベルの和語記述↓ア・イ・ウ・エ・キ・ク・サ・シ・ソ・チ

② 万葉仮名羅列（倭文体⁽⁴⁾万葉仮名表記）による一文レベル記述↓オ

③ 宣命体（倭文体倒置方式を含む）による文章レベル記述↓ケ・コ

④ 漢文体による文・文章レベル記述↓カ・ス・セ・タ
ここに、A・Bに分けて整理したものは、互いに深い関係を持っている。例えば、

ア、東夷之荒賊、【俗云】「阿良夫流尔斯母乃」

について見てみると、これは本文「荒賊」の和訓を、万葉仮名表記で示したものである。このような例は、他にイ・ウ・エ・キ・ク・サ・シ・ソ・チにも認められる。このような例は、確かに通説が言うように、本文の漢語に対して俗語（和語）表記をしたもので、しかも文体的には「正

用」に対する、和訓を提示したものととして「從属的・副次的用法」とみることもできよう。ところが、同じく本文の漢字表記に対する和訓を示したものの中には、

夕、為_三河取_レ鯉、改名_三助川_一。【俗語、謂_レ鯉祖_三為_三須介_一】

のように、注記自体が漢文体で記されていると認めてよい例が存在するのである。「俗注」の文体を問題にする時、ややもすれば、ケヤコのような和文体とその内容に関心が集まる傾向がある。しかしながら、文体を問題にするのであるならば「俗注」の形式面についても考える必要があるだろう。このような問題は、従来あまり注目されてこなかったが、やはり見過ごすことが出来ない問題である。のみならず、文体という点に注目するならば、さらに多くの特徴を指摘することが出来る。例えば、

オ、能_三淨水_一哉、【俗_三云_三与_三久多麻礼流弥津可奈_一】
(茨城郡)

などは、正訓本文の四字句に対応する、万葉仮名を羅列して一文とした倭文体であり、また、

ケ、天則号_三日香島之宮_一、地則名_三豊香嶋之宮_一、【俗_三云_三豊葦原水穗之国、所依将奉止詔留尔云々_一】
(香島郡)

コ、五色繩一連、【俗_三曰_三美麻貴天皇之世、大坂山乃頂_一】

ル、白細乃大御服々坐而、白桦御杖取坐云々】
(香島郡)

などは、宣命書きと倒置方式を含む倭文体の文章である。つまり、個々の注記を見てゆくと、それらは語・文・文章という異なったレベルで本文に対応しているのである。

つまり、ひとくちに「俗注」の文体と言っても、それぞれの具体的なあり方は、示される内容によって、実に多様な様相を呈しているのである。従って、これらを本文と比較して、単純に俗語（和語）対漢語・国文体対漢文体などと規定することは出来ないと考えられるのである。このような「俗注」の多様なあり方は、基本的には古風土記における編纂上の特色として捉えることができる。それは、古風土記そのものが、雑多で個別的な叙事的記述を指向していることと対応するものだと考えられるのである。とするならば、問題は、この注記が、そのような多様なあり方として成り立っていることの意味を問うことにあるはずである。

しかしながら、従来の諸説では、この点に関する検討が十分だとは言えないように思われるのであり、本稿が改めてこの問題を取り上げる所以でもある。そこで以下、右に述べたような問題意識のもとに、「俗注」の内容を、対応する本文記事との関係から考察してみたいと思う。

三

注記の問題を考える時、それに対応する本文との関係が大切であることは言うまでもない。しかも「俗注」に示された内容や文体は、実は何をどのように説明するのかという問題と深く関わっている。従って、この問題を考える場合、本文と注記の相互関係に注目した区別の仕方が大きな意味を持つと考えられる。そこで、以下、そのような視点から、「俗注」を、改めていくつかに分類整理して検討してゆきたい。

(1) 本文の漢語や熟字表記された語の和訓(方言形を含む)を示すもの

- ア、東夷之荒賊、【俗云阿良夫流尔斯母乃】
- イ、隨身器仗、【俗曰伊川乃】甲・戈・楯・劍
- エ、昔在国巢、【俗語都知久母、又云夜都賀波岐】
- ク、清濁得糺、天地草味已前、諸祖天神【俗云賀味留弥、賀味留岐】
- サ、古有年少童子、【俗云加味乃乎止古、加味乃乎止売】
- シ、耀歌之会、【俗云三字太我岐、又云加我毗也】
- チ、同争祥福、【俗語曰佐知】
- アは、本文「荒賊」に対する注である。和語「アラブル

ニシモノ」の解釈については、いまだに定説を見ないが、本文記事に依るならば荒々しく平討すべき対象となる人々を指す語であると考えられる。対応する本文の「荒賊」は、漢籍では一般的でないようであるが、「賊」は、
放殺其主、天下之賊也。〔漢書〕卷一、高帝紀
とあり、『日本書紀』にも、

又賊衆戰死而僵屍、枕臂処呼為類枕田。

(神武天皇即位前紀)

とある。観智院本『類聚名義抄』には「アタ」(仏下)の訓があり、一般的には「アタ」と訓まれている。しかし、ここでは和語の「アラブルニシモノ」に対応する漢字熟字として選ばれた表記だと思われる。このような捉え方は、近年『日本書紀』訓注を例として毛利正守・青木周平の両氏によつて提唱されているが、それは当国風土記にも当てはまるように考えられるのである。

次に、イの「器仗」は漢籍にも、

希放城内囚徒数百人、配以器仗。

(『晋書』卷七十三、希始彦伝)

のような例があり、また、

凡申勲簿、皆具録陣別勲状(中略)人别所執器仗。

(『令義解』卷五「軍防令」)

もあり、武器を意味する漢語である。従つてこの注は、一

見すれば漢語に対する和訓を示したものと考えられないこともない。しかしながら、対応する注記の「伊川乃(イツノ)は、上代においても他に用例がない珍しい語である。この語については、かつて森重敏が「嚴篋(イツノ)とし、正義の武器としての代表であろうと論じた」とが注意される。この森重氏の見解は妥当だと考えるが、それであつても上代にあつて稀な例であることに変わりはない。またこれが常陸国の方言であるとしても、漢語「器仗」にあたる語として注記したと考えるよりも、和語「イツノ」に漢語「器仗」をあてたと理解した方が分かりやすい。同じ事は、シの

嬭歌之会、【俗云宇太我岐、又云加我毗】

にも言えるだろう。和語「ウタガキ」対しては、記紀において「歌垣」「歌場」の例があり、すでに語と表記の間に安定した対応関係がみられる。漢語の「嬭歌」の訓として「ウタガキ・カガヒ」を注記したと見るよりも「ウタガキ・カガヒ」の表記として「嬭歌」が選ばれたと考える方が蓋然性が高い。これについてはあとでも述べるように、『万葉集』巻九「登筑波嶺為嬭歌会日作歌」(一七五九番〜一七六〇番)との関係にも注意する必要があるが、当国風土記を考える上でも参考となる。エの「ツチグモ・ヤツカハギ」やチの「サチ」も、同様に考えていいだろう。

ちなみにチの「祥福」は、

新福祥、求永貞。

(「周礼」、春官、大祝)

昔者聖人、建天地之中、而謂之礼、礼者所以興福祥之本、而止禍乱之源也。

(「後漢書」列伝五十二、荀爽伝)

など「福祥」の例はあるが、「祥福」は一般的でないようである。残ったク・サも同様に考えていいと思うが、これについてはあとで述べる。

さて、右においてこれらを「(1) 本文の漢語や熟字表記された語の和訓(方言形を含む)を示すもの」と、一応はまとめたのであるが、これらの注記の実態は、むしろ和語を下敷きとして表記された漢語ないしは漢字熟字の、その和語を訓注の形で施注したものと捉えられるであろう。そしてこれは、前述のように毛利・青木両氏が『日本書紀』訓注について論じたことにもつながってゆく問題でもある。それが当国風土記では「俗云(曰・語)」として提示されているところに独自性が認められるのである。

ところで、毛利・青木両氏はこの「訓注」を『日本書紀』をいかにヨム(訓読・音読を含めて)か、という問題として考える方向性を示されたが、それは当国風土記にも当てはまるだろう。すなわち、右のような解釈が妥当であるとすれば、少なくとも当該文脈のベースとして日本

語文の存在が想定されるからである。¹⁰⁾ この問題は、当国風土記が訓読を基盤とするのか否かにつながる大きな課題であり、これについては別稿を予定している。ただ、一点だけ見通しを述べておくならば、訓読とともにやはり音読という視点を持つことが当国風土記でも重要であろうと考えている。

ところで、ここでひとつ注意しておきたいことがある。

右の例を改めて見直すと、本文の漢語・漢字熟字と注記の和訓とは、一般的な漢字に対応する正訓という視点から考えた場合、かなりかけ離れたものであるという特色があることに気がつく。従って、見方によってはこれらは本文の訓を示したものでなく、一般的な和語や方言形について述べたに過ぎないという考え方もあり得るだろう。論者自身かつてそのような立場で考えたこともある(注7参照)。

しかし、改めてこれらを全体として捉えた時、そのような立場からはそれぞれの本文「荒賊」「器仗」「国巢」「諸祖天神」「年少童子」「嬬歌」「祥福」は、どのように訓めばよいのであるうか。注記を単に一般的な訓や方言形と捉えた場合、ここで壁にぶつかることになる。従って、そのように考えるよりは、例えば少なくとも「嬬歌」については、『万葉集』巻九の、

鶯の住む 筑波の山の……行き集ひ かがふ嬬歌に

……(一七五九)

と、この長歌のあとに付された注記「嬬歌者、東俗語曰賀我比」によって、「かがひ」と訓むことは確実だと思われ、ここは本文と注記が有機的なつながりをもっているかと判断して誤らないだろう。たとえ一例であっても、このようなつながりを実証できる例が存在することは無視できないと考える。当国風土記の本文と注記は、互いに緊密な関係を構成していると考えていいように思う。従って、本稿では全体として注記の和訓によって訓むべきだと結論づける。これは、先にも少し触れたように、当国風土記の訓読と音読へと発展してゆく問題であり、今後も検討をしてゆかねばならないだろう。

(2) 現在の地名表記との食い違いによって、誤読や誤解の可能性がある地名起源説話の由来や訓みに根拠を与えるもの

ウ、行至乘浜。于時、浜浦之上、多乾海苔。【俗云

乃理^レ】、由^レ是、名能理波麻之村。 (信太郎)

オ、勅云、能淳水哉。【俗云与久多麻礼流弥津可奈】。

由^レ是、里名今謂田余。 (茨城郡)

キ、取悪路之義、謂之当麻。【俗云多々支々斯】

夕、為河取、鯉、改名助川。【俗語、謂鯉祖為須

介】

(久慈郡)

これらについては、キを例として考えてみたい。これは、地名起源説話としてはかなり特殊な例である。というのも、地名起源の説明は、一般的に、地名と説明内容が語形の上で一致もしくは類似していることを原則とする。ところが、

取「悪路之義、謂之当麻。」【俗云多々支々斯】

とあるように、この原則から外れているのである。このような例は、実はもう一例見出すことが出来る。それは、当国風土記冒頭記事の

取「近通之義、以為名称焉。」

(総記)

である。これらについては、かつて論じたことがある。その時に論じたのは、「取○○之義」という説明方法が、語形つながりではなく意味的なつながりから地名を連想させるものだということである。つまり、ここで「当麻」の地名起源は、

悪しき道↓タギタギシ↓ゆえに「当麻」

というつながりで説明されているのであり、ここでは注記の「多々支々斯」が地名説明の根拠を提示しているのである。すなわち、この注は「悪路」の訓を示すというよりも、本文の地名起源説明を保証する説明的な注として機能しているのである。この考え方が妥当であることは、右に挙げ

た当国風土記冒頭の「近道」記事が裏側から証明してくれる。この記事は、田中卓が論じたように、

近く通う道↓常用の道↓ゆえに「常陸」

というつながりで地名起源を説明すると考えられるが、キの場合は、注の存在によって「タギマ」との語形つながりが保たれているのに対して、「近通」の説明にはそれにあたる注記が存在しない。そこに、この地名説明の難解さがあり、岩波日本古典文学大系本などによって「直通」の誤写とする説も生まれたのである。

このように「当麻」と「常陸」に共通してみられる「取○○之義」形式においては、注記の有無が地名説明に決定的な違いをもたらしているのである。ここでは注が、本文に対する副次的存在以上の重要性をもって本文に働きかけていると考えられるのである。

キ以外のウ・オ・タも、基本的には同様に考えるべきである。ウ・オは、掲出地名「乗浜」・「田余」に対して、命名の根拠となる説明では「海苔」・「淳」となっていて、内容的にも漢字表記の面でも相違が見られる。「ノリ」は、

紀伊の国の 室の江の辺に……朝なぎに 来寄る深海
松 夕なぎに 来寄る縄法……

わたつみの 沖つ奈波能里 くる時と 妹が待つらむ
〔『万葉集』卷十三・三三〇二〕

月は経につつ (『万葉集』卷十五・三六六三)

紫菜【牟良佐支乃利】・海糸菜【乃利】(『新撰字鏡』) などとあり、漢字表記が安定していない。「海苔」そのものは、

江蘘之属、海苔之類。

(『文選』卷五、左思「呉都賦」)

とあるように漢語であり、ここは和語「ノリ」に漢語「海苔」をあてると同時に、地名説明の根拠となる語形「ノリ」を注記の形で示したものである。田余は、倭武天皇の発言である「能淳水哉」を命名の根拠とする。これも、当国風土記の述作について考えさせられる部分である。地名起源説話というものが、基本的に語形のつながりによって語られるものであったとするならば、この説話も本来は「ヨクタマレルミヅカナ」という日本語表現が下敷きになっていただろうと考えられる。それが、恐らくは編纂の段階で「能淳水哉」という正訓の四字句として記述されることによって、本来なら語形でつながっていた命名根拠の表現が見えにくくなっているのである。もとより「淳」は、「止也。滯也」(『篆隸万象名義』)・「タマル」(『観智院本「類聚名義抄」法上』)とあつて「タマリ」という語形を抽出しやすい面もあるが、

淡海者 水淳国(淡海は 水たまる国)

(『播磨国風土記』美囊郡)

の例もあり、「能淳水哉」が「ヨクタマレルミヅカナ」と訓まれる可能性がある。従つて、注記がない場合、地名「田余」が「タマル」と誤読される可能性を排除できない。この注記はそのような誤読を避けるために機能していると思われるべきではなからうか。ただし、それにしても「タマル」と「タマリ」の違いは問題として残る。のみならず、この万葉仮名表記には、訓仮名「津」や例外的な詠嘆の助詞「可奈」があり、この注記そのものについては、やや慎重な扱いが必要である。

残つたタであるが、これは従来方言形を示したものと違う面が目されてきたように思う。しかし、これも「鮭」の正訓「サケ」と地名表記「助川」との食い違いから、この地名の読み方に混乱を引き起こさないための注と考えてよいだろう。単に方言の語形を提示したものではないと考える。

以上のように、単に語形を示したと思われがちな注の内容を吟味してゆくと、右のように地名起源の説明と深く関わるものが存在しているのである。先にみた(1)の例も含めて考えるならば、これらは形式的には訓注とみる事が出来るが、その本質は当該本文の内容を説明することにあり、むしろ説明注として把握することが妥当である思わ

れるのである。

(3) 香島神宮をめぐる鎮座・奉幣の根拠となる神話的説明の注記

ケ、清濁得糺、天地草昧已前、諸祖天神【俗云ニ賀味留弥、賀味留岐ニ】、会ニ集八百万神於高天原一時、諸祖神告云、「今、我御孫命、光宅豐葦原水穗之國」。

自ニ高天原ニ降来大神、名称香島天之大神。天則号ニ日香島之宮、地則名ニ豐香嶋之宮【俗云、豐葦原水穗之國、所レ依將レ奉止詔留尔、「荒振神等、又、石根・木立・草乃片葉辭語之、昼者狹蠅音声、夜者火光明國。此乎事向平定大御神」止、天降供奉】。

コ、其後、至ニ初國所レ知美麻貴天皇之世、奉幣、大刀十口、鉾二枚、鉄弓二張、鉄箭二具、許呂四口、枚鉄一連、練鉄一連、馬一疋、鞍一具、八咫鏡二面、五色繩一連。【俗云、美麻貴天皇之世、大坂山乃頂尔、白細乃大御服々坐而、白梓御杖取坐、識賜命者、「我前乎治奉者、汝聞看食國乎、大國小國、事依給」等、識賜岐。于時、追ニ集八十之伴緒、奉ニ此事ニ而訪問。於是、大中臣神聞勝命、答曰、「大八嶋國、汝所レ知食國止、事向賜之香島國坐天津大御神乃奉教事者」。天皇、聞諸、即恐驚、奉レ納ニ前件幣帛於神宮也。】。

ゴチック体で示したケ・コの「俗注」は、注記記事としては飛び抜けて長い記述になっている。内容的に見ると、ケは香島神宮鎮座の根拠に関して、コは崇神天皇の奉幣の根拠に関しての伝承を記述したものである。

これらの特色は、それだけを単独で取り出しても一つのまとまった内容を有している点にある。二つの注記記事は、基本的に本文に対して、香島神宮の鎮座や崇神天皇の奉幣についての具体的内容を説明したものである。ここで注目したいのは、コの本文が「其後」で説き起していることである。ここから察するに、ケとコの本文は一続きの内容であったと考えられる。同じように、注記記事に関してもその文体的類似から考えて、一連の記事であった可能性が高い。とするならば、ケ・コの本文と注記は、見方を変えれば日本書紀にみる正伝と一書（異伝）の関係にむしろ近い。

では、そのような正伝と一書の関係が、なぜ本文と注記という形に置き換えられたのであろうか。そこで考えなければならぬのが、古風土記の編纂方法である。これは、おそらく個別的内容を断片的に構成するという古風土記編纂のあり方に則して、一連の記事が注記を挟んで二つの記事にされたものと考えられる。このような一種の分割があり得ることは、八木毅が論じた分離説話の存在や、ある

いは『豊後国風土記』記載の景行天皇巡行記事と『日本書紀』景行天皇紀の記述の比較検討からも証せられると考える。⁽¹⁵⁾つまり、これらは、

①香島神宮の鎮座記事

②崇神天皇の奉幣記事

として前後二つの記事として構成され、一書（異伝）を本文の根拠説明として位置付けて注記に配分したと考えることが妥当ではないかと思われる。なお、コではさらに「天皇、聞レ諸、即恐驚、奉レ納前件幣帛於神宮也。」という説明が最後に添えられていることに注意したい。特に最後の「奉レ納前件幣帛於神宮也。」は、説話的な内容ではなく本文に関する説明的な記述であり、本文と注が密接につながっているものであることがわかるのである。ところで、これに関連して、ここでク・サについて考えておきたい。

ク、清濁得糺、天地草味已前、諸祖天神（俗云ニ賀味留弥、賀味留岐）、

サ、古有ニ年少童子、俗云ニ加味乃乎止古、加味乃乎止売】

これらは、注としては（1）に分類したように、和語「カミルキ・カミルミ」・「カミノヲトコ・カミノヲトメ」を漢字表記した「諸祖天神」・「年少童子」に対する説明注だと考えられるが、新編古典文学全集『風土記』では、

「諸祖天神」を「もろもろのみおやのあまつかみたち」、「年少童子」を「としわかきわらは」と訓み、本文と注を区別する立場を取っている。本稿では、これを緊密な関係にあると考えるのであるが、そのことについて改めて説明しておく。

ク・サの注には、基本的な共通性がみられる。すなわち両者とも、

賀味留弥・賀味留岐。

加味乃乎止古、加味乃乎止売。

とあるように、本文の「諸祖天神」「年少童子」が、それぞれ一組の男女であることを示しているのである。これは、ある意味では当然すぎて従来ほとんど問われることがなかった問題であるが、やはり見過ごすことは出来ないように思う。つまり、これらは単に対応する和語を挙げたものではなく、その実態が一組の男女神と神に仕える一組の男女であることを示し、「諸祖天神」「年少童子」の意味的な根拠までも提示したものと考えるのである。

(4) その他

カ、此時、夜刀神（俗云、謂蛇為夜刀神云々）

ス、本名古々之邑。（俗説、謂猿声為古々）

セ、萃集翫見鏡、則自去。（俗云、疾鬼面鏡自滅）

ソ、所_レ有土、色如青紺、用_レ画麗之、（俗云、阿乎尔

一、或云「加支川尔」

これらについては、それぞれに個別的な特徴や複雑な問題があり、(1) (3) のようにひとつにまとめることはできない。カは、常陸国における蛇神信仰と習俗に関する記述であり、その意味から言うならまさに地方的特色をもつ。これは、常陸国に関する知識を持たない読み手に対して、一連の夜刀神伝承を理解する上で有効な情報を記したものである。

次に、スソソについては、いくつかの問題がある。このうちスに関しては、飯泉健司に新説がある。飯泉氏によれば、この注が下敷きとなつて後続する本文、

所謂久慈河之濫觴、出_レ自_二猿声_一。

が記述されたとして、注記が本文に影響を与えて新たな記述を生み出したものと論じる。この結論に関しては、なお慎重に考えたいと思うが、飯泉氏のような論が出てくる要素も確かにあるように思われる。というのも、このスを含めてセ・ソの三つの注記は、久慈郡の河内里記事の短い記事に集中しており、しかも他の注記とは、内容的にもかなり異質である。ソは、一見すると(1)の和訓の注と似ているが、本文に対応する漢語や漢字熟字が見あたらない。あえて言うなら「所_レ有土、色如_二青紺_一」全体がそれにとたる。また、本文をみるとセ・ソの注記を含む記事が、ス

の本文とその注記によつて解釈される「所_レ謂久慈河之濫觴、出_レ自_二猿声_一」の間に割り込む形で入っているなど、記事構成の上から見ても混乱しているような印象を持つ。以上のような疑問点を踏まえるならば、この河内里の記事に関しては、編纂上の何らかの事情があることは認めねばならないように思われる。そのような意味から言うならば、スソソは一括して検討してゆかねばならず、これについては今後の課題としたい。

以上、当国風土記における「俗注」の内容を検討してみると、これら注記のほとんどが本文理解と深い関わりを持っていることが確認できる。編纂論の立場からするならば、このような点こそが「俗注」の本質であり、これまで言われてきたような地方性や従属性といった特色は、むしろ二次的であると思われる。もとよりスソソのような例もあるが、全体として把握した場合、本稿で述べたような特色を持つと捉えていいように思われる。残った問題は、これが「俗」という形で記述されていることをどのように考えるかである。従来の諸説が、この注記の地方性や従属性を主張してきたのは、まさにこの点にあるからである。

そこで最後に、この「俗」の問題を取り上げてまとめたい。

四

いったい「俗」という字や、「俗注」はどのように理解されていたのであろうか。「俗」が、その土地に根付いた風習・習慣と深く結びついた意味を持つていることは、

六曰、以俗教安【俗、謂土地所生習也】

〔周礼〕地官、鄭玄注

俗 似録反、風也。凡也。

〔篆隸万象名義〕

や、「ナラヒ」（観智院本『類聚名義抄』仏上）の訓などによつて証せられるであろう。ところで、かつて吉川幸次郎によつて、古代中国における「俗」について興味深い研究がなされている。その論において吉川氏は次のように述べている。

では「俗」は、常に必ず軽蔑されたか、といえ、必ずしも、そうではない。同じく「俗」の名の下に呼ばれながら、しかもある価値を認められているものをも見出すのである。その第一は、後漢から魏晉へかけての「経」の注釈の中に見出される「俗人」という言葉である。（中略）「俗」は必ずしも価値なきものときれなかつたばかりでなく、むしろ「俗」なるが故に、一つの価値を認められた場合さえあるのである。（中略）ここに最も注意すべきことは、こうした現象が、上に

挙げた諸例の示すように、支那の中世と呼ばれる時代、すなわち六朝を中心として、上は後漢から下は唐初までの間に於いてのみ認められることである。

以上のように、吉川氏は、漢籍の取り分け経書の注記に出てくる「俗」は、それ故に価値があり解釈の根拠となつたと述べているのである。

この論で注目すべきは、ひとつには、「俗」に価値ありとする例が漢籍の本文に対する注においてみられることであり、もう一つは、それが六朝を中心として唐初までの間にみられる現象だということである。当国風土記の注記が、漢籍の注の方法を学んだものであることについては、かつて論じたことがある。また、吉川氏が指摘した六朝から唐初とは、我が国が文学のみならず広く文化的な影響を大きく受けた時代である。このような背景を視野に入れて当国風土記の「俗注」を把握するなら、漢籍の注記から学んだものと考へて誤らないと考へる。このような漢籍の注を踏まえて考へるならば、漢語や漢字熟字に対応する和訓を挙げたり地名説明を注する時、それは「俗」であるがゆえに根拠があるとする意識が働いているのではないかと思われるのである。

このように考へるならば、「俗注」は単に従属的・副次的なものだとは言えないであろう。それは、まさに価値あ

るものとして理解されねばならない。

五

以上、当国風土記の「俗注」について論じてきたが、吉川氏の論を踏まえて言うなら、これら「俗注」は、説明根拠を示すための意味ある注記であることが理解されよう。従って、これまで言われてきたように「俗」は、常陸の地方的特色のみを示すのではなく、一種の注記用語として機能していると見るべきであろう。そもそも古風土記は、多くの異なった事柄を叙事的に記述するという方針で編纂されており、その意味において雑多であることそのものが古風土記の特色である。「俗」に関しても、従属的・副次的とのみ考えると、それに当てはまらない例の解釈に行き詰まってしまう。「俗」注に関しても、多様な内容が含まれていることこそ重要と言えるのではなからうか。

注

(1) 論者は近年、和銅六年官命に基づいて編纂されたと考えられている一連の資料群を全体として呼ぶ場合、近世の風土記と区別するために「古風土記」という呼称を使用している。この用語を使用する根拠については、拙著『古風土記の研究』（和泉書院、平成十九年一月）を参

照されたい。

(2)

「俗」に関する先行研究は以下の通りである。

- ① 佐藤四信「常陸国風土記の風俗諺」〔語文〕二十一号、昭和四十年六月。
- ② 西尾光雄「風土記の文章」〔日本文章史の研究〕、塙書房、昭和四十二年三月。
- ③ 近藤信義「枕詞の発生」〔古代の文学3〕『文学の誕生』、武蔵野書院、昭和五十二年十月。
- ④ 国井丈士「常陸国風土記の注記形式」〔古代研究〕十七号、昭和五十九年十一月。
- ⑤ 山田直巳「中心と周縁の文学史―事物起源考（五）―」〔国文学ノート〕二十二号、昭和六十年三月。
- ⑥ 関和彦「風俗と俗と民衆」〔続日本紀研究〕二四八号、昭和六十二年一月。
- ⑦ 谷口雅博「常陸国風土記」記載『風俗諺』の成立」〔日本文学論究〕第四十六冊、昭和六十二年三月。
- ⑧ 沖森卓也「風土記の文体について」〔小林芳規博士退官記念 国語学論集〕汲古書院、平成四年三月。
- ⑨ 小泉道「風土記」に存する訓注をめぐって」〔光華女子大学研究紀要〕三十一号、平成五年十二月。
- ⑩ 小泉道「上代文学における『俗』の用法」〔光華日本文学〕第二号、平成六年七月。
- ⑪ 飯泉健司「風土記本文の生成過程―常陸国風土記『俗』字注記を中心に―」〔古代文学〕三十九号、平成十二年三月。

- (3) 小泉道「上代文学における『俗』の用法」(『光華日本文学』第二号、平成六年七月)。また、同氏「風土記」に存する訓注をめぐって」(『光華女子大学研究紀要』三十一号、平成五年十二月)参照。
- (4) ここで言う「倭文体」の用語は、毛利正守「和文体以前の『倭文体』をめぐって」(『万葉』一八五号、平成十五年九月)による。以下同じ。
- (5) 拙稿「古風土記がめざしたもの」(『上代語と表記』所収、おうふう刊、平成十二年十月)。また前掲拙著『古風土記の研究』第一部参照。
- (6) 岩波古典文学大系本では「ニシモノ」を、「エセモノ(悪徒)の訛音か、或はエミシモノ(夷者)の略訛音か」とするが、語義未詳である。
- (7) この本文と注記に関して、かつて「本文とは関係なく常陸の言葉を説明的に記したもの」と論じた(拙稿「常陸国風土記注釈(二)」『風土記研究』二十号、平成七年六月)が、本文と注記を全体として検討し直した結果、この説は訂正する。
- (8) 毛利正守「日本書紀訓注の把握」(『国文学』四十七巻四号、平成十四年三月)・「日本書紀の漢語と訓注のあり方をめぐって」(『萬葉語文研究』第一集、和泉書院、平成十七年三月)。青木周平「『日本書紀』の訓注と〈訓読〉―巻第一の場合」(『古事記・日本書紀論究』平成十四年三月)・「『日本書紀』の訓注と〈訓読〉―巻第二の場合」(『高岡市万葉歴史館紀要』第十二号、平成十四年三月)・「訓読がひらくもの」(『国文学』四十七巻四号、平成十四年三月)。
- (9) 森重敏「阿波岐原―古事記上巻について(五)―」(『国語国文』四十四巻二号、昭和五十二年二月)。
- (10) ただし、本論では、それが編纂に利用された文字資料によるものであるか、古老による口頭伝承資料であるかは問わない。本論が問題とするのは編纂物としての『常陸国風土記』であり、シンポジウム席上でも発言したように、私自身は古風土記研究において編纂資料を論ずるつもりはない。
- (11) 拙稿「『常陸国風土記』注釈(一)」(『風土記研究』十九号、平成六年十二月)、また拙著『古風土記の研究』第二部参照。
- (12) 田中卓は、神道大系『風土記』(神道大系編纂会、平成六年三月)の中で、「近通」ノ道ハ一般ノ人々ノヨク利用スル、常用ノ道。デアルトコロカラ、「常道」ノ用字ヲアテ、コレヲヘヒタミチニヒタチント訓シタト思ハレル」と論じている。また、「直通」説が成り立たないことについても詳しい考証がある。
- (13) 『播磨国風土記』の「淡海者 水淳国」について、新編日本古典文学全集『風土記』(植垣節也校注)では、「みづとどむくに」と訓読するが、みפקashiを、劍の池の 蓮葉に 淳有(たまれる)水の(『万葉集』卷十三・三二八九) 仏造る ま朱足らずは 水停まる 池田の朝臣が 鼻の

上を掘れ(『万葉集』卷十六・三八四一)

の例もあり、岩波古典文学大系『風土記』(秋本吉郎校注)などに従い、従来通り「ミツタマル」と訓でいいと考える。

(14) 八木毅「播磨国風土記における分離説話について」(『古風土記・上代説話の研究』所収、和泉書院、昭和六十三年三月)。

(15) 拙稿「古風土記がめざしたもの」、『上代語と表記』所収、おうふう、平成十二年・「古風土記編纂の視点」、『国語と国文学』八十一卷十一号、平成十六年十一月。また拙著『古風土記の研究』第一部参照。

(16) 前掲注2、①「風土記本文の生成過程―常陸国風土記『俗』字注記を中心に―」(『古代文学』三十九号、平成十二年三月)。

(17) 吉川幸次郎「『俗』の歴史」(『吉川幸次郎全集』卷二、筑摩書房、昭和四十三年十二月)。

(18) 前掲注17論文。

(19) 拙稿「『常陸国風土記』と漢籍の注」(『万葉』一三二二号、平成元年七月)、また拙著『古風土記の研究』第二部参照。